

声 明

(集団調停における統一教会の不当な対応について)

2024 (令和6) 年5月16日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田	信也
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹
同	副団長	弁護士	塚田	裕二
同	副団長	弁護士	荻原	典子
同	副団長	弁護士	植田	勝博
同	副団長	弁護士	山田	延廣
同	副団長	弁護士	平田	広志
同	事務局長	弁護士	山口	広

外344名

1 当弁護団は、2024年2月22日以降、統一教会に対して集団交渉の申入れを行っているところ、統一教会が自ら対応しない等の不誠実な態度に終始したことから、同年7月31日に東京地方裁判所に集団調停を申し立てました。

本年1月29日の第1回調停期日までに、当弁護団は、調停申立書 (別紙を含め285頁) と証拠に加え、総論的な主張をまとめた準備書面4通 (別紙を含め合計137頁) を提出しました。第1回調停期日において、統一教会代理人が「準備に3か月ほどを要する。」と述べたことから、統一教会に対して約3か月という長期の準備期間が与えられ、提出期限が本年4月26日に指定されました。

しかし、同期限までに答弁書は提出されず、本年5月10日になってようやく提出されたものは、当弁護団作成の調停申立書別紙にごく簡単な回答内容を追記した書面と、消滅時効 (除斥期間) に関する反論だけを記載した簡潔な主張書面2通 (別紙を含め合計8頁) と、求釈明書 (1頁) だけでした。しかも、提出された証拠は、既に集団交渉で提出されていた回答書であり、何ら目新しいものは

ありませんでした。

- 2 もともと、集団調停で提出した調停申立書の内容は、昨年2月以降の集団交渉において統一教会に対して送付していた通知書と同じ内容であり、統一教会においては、既に1年以上前から当弁護団の主張を把握していたものです。それにもかかわらず、統一教会はその間十分な調査も行わず、当弁護団が繰り返し求めてきた献金記録の開示にも応じず、上記のとおりわずかな書面等だけを提出してきたものであり、被害者に対して真摯に向き合う姿勢が皆無であると言わざるをえません。

また、当弁護団は、集団交渉の段階から統一教会に対して、申立人らの中には高齢者や生活に困窮している者も多くいるとして、速やかな解決を繰り返し求めてきました。しかし、統一教会の対応は上記のとおり余りにも遅く、今回提出された書面等も準備に3か月を要するようなものでもなく、そのため解決への道筋も未だに見えて来ず、統一教会はいたずらに解決を遅らせようとしているとしか思えません。

- 3 加えて、当弁護団が、先に提出した準備書面において、統一教会被害の実情や最近の裁判例等に基づき、本件事案では消滅時効を適用すべきでないと詳細かつ具体的に主張したにもかかわらず、統一教会は、今回提出した主張書面において形式的に消滅時効の主張をしており、自らが被害を生み出した事実を何ら顧みずに一方的に切り捨てようとするものであり、それ自体が極めて不誠実な態度といえます。

- 4 統一教会に対しては、自らが生み出した被害を直視し、被害者に真摯に向き合い、本調停においても被害者救済に向けて速やかにかつ誠実に対応するよう強く求めます。

当弁護団は、統一教会が、確立した司法判断さえも否定し、自らの信者であった者に関して保持する献金記録も開示せず、いたずらに事実を争い、形式的に消滅時効を主張して自らが生み出した被害に対する責任を免れようとし、解決を引き延ばし被害者の苦しみを長引かせることは決して許されないと考えるものです。

以上